



平成18年5月25日

各 位

上場会社名 株式会社 松 坂 屋  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員  
茶 村 俊 一  
コード番号 8 2 3 5  
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目16番1号  
上場取引所 名証・東証 第一部  
決 算 期 2月  
問 合 せ 先 本社広報・IR室 山 川 俊 朗  
( TEL.052-264-7025 )

#### 内部統制システム構築の基本方針について

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、別紙のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

以 上

<別紙> 内部統制システム構築の基本方針

## 内部統制システム構築の基本方針

当社は、業務の有効性・効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令・定款等の順守、資産の保全という内部統制の目的を達成するため、次のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めます。

また、社長執行役員を統括責任者とする「内部統制システム委員会」を設置し、システムの整備状況を監督するとともに、継続的に改善を行い、企業価値の向上を図ります。

### 1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備

- (1) 取締役は、「松坂屋グループ企業行動憲章」、「取締役規程」等の行動規範に基づき職務を執行し、取締役会を通じて代表取締役の業務執行の監視、監督を行う。
- (2) 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役会の意思決定と代表取締役の業務執行の状況について監査を行う。

### 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の整備

「文書保存管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る重要な情報を記録、保存するとともに、取締役および監査役が、随時これらの記録を閲覧できる状態を維持する。

### 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備

- (1) 公正取引、個人情報保護等のリスクカテゴリー毎にリスク管理責任者を定め、それぞれにリスク管理体制を構築する。
- (2) 松坂屋グループ各社の代表者による「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、グループ各社のリスク管理体制を監視、監督する。
- (3) 「内部統制システム推進委員会」は、前2項のリスク管理体制を監督するとともに、継続的に改善する。
- (4) 監査室は、リスク管理の実施状況を監査し、その結果を定期的に社長執行役員に報告する。

### 4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備

- (1) 中期経営計画を策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
- (2) 取締役の職務の役割分担、責任権限を明確にするとともに、執行役員へ権限を委譲し、職務執行を効率的かつ迅速に行う。
- (3) 重要な経営課題について、経営会議で十分な検討を行い、経営上の意思決定を迅速に行う。

## **5．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備**

- (1) 「社員行動指針」、「営業取引基本規程」等の社内規程の周知徹底と、職務に関連した法令の順守を徹底するために、定期的に教育を行う。
- (2) 「松坂屋グループ企業倫理ヘルプライン」を設けて、通報者保護の徹底、社外窓口の設置など、不正な行為を通報できる体制を整える。
- (3) 監査室は、使用人の職務執行の状況について、定期的に内部監査を行う。

## **6．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備**

- (1) 「グループ会社管理規程」に基づき、「グループ会社業務連絡会」を開催するほか、連結子会社の重要事項の決定にあたり、当社の承認を義務づけるなど、連結子会社の経営管理を行う。
- (2) 松坂屋グループにおける企業倫理の徹底、コンプライアンス経営を推進するため、「松坂屋グループ企業倫理ヘルプライン」を活用する。
- (3) 監査役は、主要な連結子会社について、会計監査および業務監査を実施する。
- (4) 監査室は、松坂屋グループ各社の内部監査を定期的に実施する。

## **7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置する。

## **8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役会事務局員の独立性を確保するため、配置する使用人の人事異動および考課等については、事前に監査役会の同意を得る。

## **9．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制の整備**

- (1) 監査役は、会計監査人および監査室より、取締役および使用人の業務の適法性・妥当性について報告を受ける。
- (2) 監査役は、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役および使用人に対して、随時、職務遂行についての報告を求めることができる。
- (3) 重要な議事録、社内決裁書類を、監査役が随時閲覧できる状態を維持する。
- (4) 監査役は、「松坂屋グループ企業倫理ヘルプライン」の通報状況について報告を受ける。

## **10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備**

- (1) 監査役会は、代表取締役、会計監査人および監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を活用することができる。

以 上